

# 「令和4年度横浜市中企業人材確保支援事業業務委託」 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在、検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務委託の条件となるものではない。

## 1 件名

令和4年度横浜市人材確保支援事業業務委託

## 2 業務目的

中小企業がウェブサイトを利用した求職者とのマッチングを行うため求人の情報の掲載や、より効果的な人材確保のため、企業自身の採用力を強化するセミナーの開催を目的とする。

## 3 事業概要

### (1) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (2) 概算業務価格

ア 参考見積書は、業務価格6,000千円（税込）を上限として作成すること。

イ 受託者の収入となる掲載料は、業務価格に含めないこと。

（参考：令和3年度の掲載料は1社当たり3万円）

### (3) 履行場所

横浜市内

## 4 委託業務概要

### (1) 委託内容

ア ウェブサイト上への市内中小企業の求人掲載及び更新

イ 人材確保作成セミナーの企画・運営

ウ 事業計画書の提出、事業効果の把握、アンケートの実施、業務改善提案等

### (2) 成果品

ア 年間事業計画書（年度当初） 1部

イ 年間実績報告書（契約期間内に提出） 1部

ウ 事業効果を測るデータの集計・結果報告、アンケートの実施・結果報告、業務改善提案 1部

## 5 委託料の支払い

委託料は、年度末の「年間実績報告書」を提出後、市で検査した後に支払うものとする。

## 6 条件・仕様など

### (1) 参考見積書の内訳

事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

### (2) その他仕様

別添仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容に加えて、事業実施に際し効果的と考える内容がある場合には、適宜企画書にて提案すること。

### (3) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。

ア 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例 12 条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

イ 受託者は、同条例第 11 条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（自主事業）を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。

ウ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、提案書に記載すること。

※ 同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第 2 条）

## 7 契約時の仕様書の確定

提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、仕様書の内容を調整の上、契約を締結するものとする。